

政 法 第 4 1 6 7 号
答 申 第 4 6 3 号
平 成 2 9 年 3 月 2 8 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年5月8日付け精医セ第94号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第571号

平成27年4月11日付けで異議申立人から提起された、平成27年3月13日付け精医セ第516号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が平成27年3月13日付け精医セ第516号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）については以下のとおりである。

- 1 不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。
- 2 本件決定のうち下記第5の1（10）アに記載の部分を不開示とした決定については、不開示理由の提示を欠くため当該決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。
- 3 再度対象となる行政文書を探索し特定の上、開示決定等をすべきである。
- 4 実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年1月12日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）における実験・研究活動・医薬品検査・副作用調査等についての情報一切。ECTや向精神薬などに関して同センター職員の著作で多数の論文が出されていることは確認している。また、同センターにおける解剖や解剖謝金（公的機関によって多少名称が異なるが、千葉県でもほぼ同様の用語が用いられていると思われる。解剖体謝金とも言う。）や心臓マッサージについての情報一切。全ての年度で。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・請求対象外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、開示であれ非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・請求対象外であれ、当該情報の保存期間及び保存期間の変更及び保存期間に関する分類等及び保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。事案の移送もお願いいたします。」（以下

「本件請求内容」という。)

3 特定した対象文書

実施機関は、以下(1)から(39)の文書(以下併せて「本件対象文書」という。)を対象文書として特定した。

- (1) 倫理審査結果通知書(平成26年9月24日付け)(以下「文書1」という。)
- (2) 平成26年度第2回倫理審査委員会議事録(以下「文書2」という。)
- (3) 平成26年度第2回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第(以下「文書3」という。)
- (4) 千葉県精神科医療センター第2回倫理審査委員会の開催について(通知)(以下「文書4」という。)
- (5) 倫理審査結果通知書(平成26年6月30日付け)(以下「文書5」という。)
- (6) 平成26年度第1回倫理審査委員会議事録(以下「文書6」という。)
- (7) 平成26年度第1回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第(以下「文書7」という。)
- (8) 千葉県精神科医療センター倫理審査委員会の開催について(通知)(平成26年6月17日付け)(以下「文書8」という。)
- (9) 倫理審査委員の委嘱について(依頼)(以下「文書9」という。)
- (10) 倫理審査結果通知書(平成25年12月20日付け)(以下「文書10」という。)
- (11) 平成25年度第2回倫理審査委員会議事録(以下「文書11」という。)
- (12) 平成25年度第2回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第(以下「文書12」という。)
- (13) 千葉県精神科医療センター倫理審査委員会の開催について(通知)(平成25年12月20日付け)(以下「文書13」という。)
- (14) 千葉県精神科医療センター倫理審査委員会委員の委嘱について(以下「文書14」という。)
- (15) 千葉県精神科医療センター倫理審査委員会委員の委嘱について(依頼)(以下「文書15」という。)
- (16) 倫理審査結果通知書(平成25年6月12日付け)(以下「文書16」という。)
- (17) 平成25年度第1回倫理審査委員会議事録(以下「文書17」という。)
- (18) 平成25年度第1回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第(以下「文書18」という。)
- (19) 平成25年度第1回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会の開催

- について（通知）（以下「文書19」という。）
- (20) 千葉県精神科医療センター倫理審査委員会設置要綱の改正について（以下「文書20」という。）
 - (21) 倫理審査結果通知書（平成25年3月12日付け）（以下「文書21」という。）
 - (22) 平成24年度第3回倫理審査委員会議事録（以下「文書22」という。）
 - (23) 平成24年度第3回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第（以下「文書23」という。）
 - (24) 平成24年度第3回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会の開催について（通知）（以下「文書24」という。）
 - (25) 倫理審査委員の派遣について（依頼）（以下「文書25」という。）
 - (26) 倫理審査結果通知書（平成24年7月6日付け）（以下「文書26」という。）
 - (27) 平成24年度第2回倫理審査委員会議事録（以下「文書27」という。）
 - (28) 平成24年度第2回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会の開催について（通知）（以下「文書28」という。）
 - (29) 平成24年度第2回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第（以下「文書29」という。）
 - (30) 倫理審査結果通知書（平成24年5月10日付け）（以下「文書30」という。）
 - (31) 平成24年度第1回倫理審査員会議事録（以下「文書31」という。）
 - (32) 平成24年度第1回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第（以下「文書32」という。）
 - (33) 平成24年度第1回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会の開催について（通知）（以下「文書33」という。）
 - (34) 倫理審査結果通知書（平成23年10月28日付け）（以下「文書34」という。）
 - (35) 平成23年度第1回倫理審査委員会議事録（以下「文書35」という。）
 - (36) 平成23年度第1回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会次第（以下「文書36」という。）
 - (37) 平成23年度第1回千葉県精神科医療センター倫理審査委員会の開催について（通知）（以下「文書37」という。）
 - (38) 千葉県精神科医療センター倫理審査委員会委員の委嘱について（以下「文書38」という。）
 - (39) 千葉県精神科医療センター倫理審査委員会委員への委嘱について（依頼）（以下「文書39」という。）

- 4 実施機関による決定
実施機関は本件請求に対し本件決定を行った。
- 5 異議申立て
異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年4月11日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消し、対象情報をさらに特定し、請求した文書を全部開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件の決定通知書は、担当者が異議申立人に複写料金や送料について電話連絡した際に発送すべきであったにもかかわらず、開示実施手数料の納付を確認した後で開示文書とともに郵送された。金融機関の振込用紙とともに郵送するか、それよりも早く郵送すべきであったが、しなかったことは違法である。

本件対象文書は、いずれも、条例第8条第2号、6号に該当しないか、または、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書全てに該当する。また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。ゆえに、本件決定は違法である。

決定通知書の理由説明では、記載が不十分である。例えば、氏名とあると、氏名が一律に不開示となっているのか、一部の氏名のみが不開示となっているのかが不明である。本件においては後者であったが、行政機関職員の氏名ではなく民間職員の氏名であるのだ、国立大学法人の職員ではなく学生の氏名であるといったとおりに、なぜ当該氏名が不開示となったのかまで具体的に記載すべきである。他の不開示部分も同様である。ゆえに、理由説明の点でも違法である。

3 意見書の要旨

(1) 決定通知書の送付の遅延

実際に、本件決定が示されたのは2015年3月13日であるにもかかわらず、本件の開示文書が実施機関から送付されたのは2015年4月10日であり、異議申立人の許に到着したのは翌11日である。

本件決定がされた直後に実施機関担当者がなお、送料を着払いとすること、開示実施手数料の価額、払込方法を異議申立人に連絡して、異議申立人も払込用紙の到着後直ちに金融機関で払い込んだ。

本件の決定通知書は、実施機関が異議申立人宛てで、本件の開示実施手

数料を支払うための金融機関の払込用紙を送付するという機会があったのであるから、遅くともその際に送付すべきであった。理由説明書において実施機関は、虚偽の内容を記載しているか、または、誤解ないし曲解している。複写料金や送料について連絡があった際には、決定通知書は、金融機関の払込用紙と同封するか開示文書に同梱するかを示唆も明示もともにしなかった。ゆえに、了承もしていない。開示請求者としては当然に払込用紙と同封して送付を受けると思うものであろう。実施機関が記載したのは、異議申立人が、決定通知書が払込用紙と同封されていなかったことを実施機関の担当者に指摘したことを指すと思われる。しかし、決定通知書が払込用紙と同封されていなかったうえに、開示文書と同封する旨を述べられた以上、受け入れざるを得ないであろう。それを事前の了承とは認められない。義務的に開示文書よりも先に郵送を命令することは法的にも認められておらず、実際払込用紙到着後すぐに払い込みを済ませて、払い込んだ証拠となる書類を実施機関担当課にFAXしたことから（払い込みを確認するまで相当な日数を必要とすることから、FAXで払い込みの証を送信することは、実施機関の複数の職員・担当者らと合意済みである。）、あえて決定通知書と開示文書を別便で送付する意義は薄くなる。あくまで、事後に了承せざるをえなかったのである。

決定通知書の送付を受けることを著しく遅延させたことは、知る権利を著しく害していると言える。再発防止策を講じるべきである。

(2) 決定通知書への理由記載の不備

実施機関は、決定通知書において条例第8条第2号及び第6号によって情報を不開示にする旨を明示したが、同号によって何が不開示とされるかを明示しなかった。例えば、公務員等に該当しない民間職員は第2号により氏名を不開示にする、であったり、手当等の価額は第2号により不開示にする、であったり、どこの電話番号や電子メールアドレスが第6号により不開示であるか、などである。本件の決定通知書における記載では、実験の承認を与えた者が個人情報と解釈されて不開示と決定されたのか、職務支障情報と解釈されて不開示と決定されたのかが分からなくなっている。

また、本件対象文書の「委嘱状(案)平成25年10月1日」などは、委嘱状(案)と弁護士〇〇〇との間の黒塗りがどのような情報であってどちらの規定による不開示なのかも分からなくなっている。

したがって、不開示の根拠と不開示部分とを明示していないという2点で違法である。

現に、条例の他の実施機関では、本件のような記載はしておらず、何が

第何号に該当するかを明示している。

職員研修等を実施して再発防止策を講じるべきである。

(3) 不開示理由

いずれの理由によって不開示と決定されたにせよ、起案用紙において、開示・不開示の区分に開示と明記してある分については、全部開示すべきである。一部開示の場合でも、不開示理由に記載された理由以外を追加すべきではない。起案用紙の記載に従うべきである。

ア 第8条第2号による不開示

当該弁護士に所属等は、登記事項または弁護士会のウェブサイトや案内等で公になっている情報であり、ただし書イに該当するため、氏名を公表した以上は所属まで開示すべきである。

臨床研究というものは、公益目的であり公表を予定したものであると言えただし書イに該当するため、被験者等の個人情報を除き広く開示すべきである。

生体実験というものは、対象者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報そのものである。ましてや、センターは、ほとんどの患者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定によって強制入院させられて本人の意思に反して強制的に加療された者であるから、実施者と被験者との間に十分なインフォームド・コンセントが成立しているとは認められない。ゆえに、ただし書ロに該当する。

実験を行うことは職務遂行情報そのものであるからただし書ハに該当する。

食糧費の支出があれば、ただし書ニに該当する。

旅費は、個人が自由に消費することができるわけではなく、当該委員会等に出席することを目的として実施機関より歳出されており、その目的によって消費しつくされたものであるから、そもそも第8条第2号に該当しないか、または、たとえ該当したとしても、ただし書ハに該当する。そして、交通費は広く公になっているためただし書イに該当する。

謝金額も、一般に情報公開で開示になっているため、不開示の保護には値せず、そもそも第8条第2号に該当しないか、または、たとえ該当したとしても、ただし書イ・ハに該当する。

本件の不開示情報は大部分がただし書イ・ロ・ハ全てに該当するの

である。

イ 第8条第6号による不開示

実際に、他の自治体では当該不開示情報に相当する情報を開示してもなお、実施機関の表明するおそれは現実のものとなっておらず、当該臨床研究・生体実験について、研究搾取された被害者本人や人権団体やオンブズマン等が調査・問い合わせするうえで連絡先を知ることが肝要であるため、第8条第6号に該当しない。

万一、問い合わせがあったとしても、職員として真摯に対応すべきであり、架電やメールが殺到した場合には法的手続きをとれば十分である。

なお、本件に限らず、公立の精神科救急指定病院において研究・実験をしている以上、公的性質が強大であると言えるため、本件決定ほどの不開示の保護を与えることは、被験者を公権力の行使やそれに付随する種々の人権侵害から守ることに相反する措置である。全部開示が不可能であれば、せめて、開示部分を拡大すべきである。

(4) 印刷不鮮明

本件に限らず全般的に、情報公開請求で交付される文書は印刷が粗く薄いため、文面が判読できないことが多い。受け取り後に実施機関に問い合わせ、読める文書を受け取るまで数日を要し、中には差し替えと言って、一旦交付された不鮮明な文書を返送するように求めてくる実施機関も少なくない。本件は、印影や手書き部分などが読めないまでに不鮮明であった。最初から最もきれいなモードで印刷して交付していただきたい。この類のことは、他の開示請求者達からもよく聞く話である。ぜひ、差し替えていただきたい。

さらに、自治体によっては、その差し替え時には、封筒に切手を貼って開示請求人に送ってくるところもあるが、開示請求人が封筒と切手を用意しなければならないところも多い。千葉県では、差し替え時にいかなる対応をとるのか明文化して制度化していただきたい。

むろん、そのような場合は、行政機関が封筒及び送料を用意すべきである。封筒を郵送で受け取るまでに時間がかかってしまうという理由で、差し替えを求めた開示請求人が封筒を用意した場合でも、送料を着払いにするといった方法を取るべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件決定の理由について

本件決定について再検討した結果、開示しない部分は妥当である。

(1) 条例第8条第2号

個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため。

(2) 条例第8条第6号

県が行う調査研究事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上公開することにより架電・メールの殺到などが起こることとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

以上により異議申立人の主張に理由はない。

2 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、本件の決定通知書は、担当者が異議申立人に複写料金や送料について電話連絡をした際に発送すべきであったにも関わらず、開示実施手数料の納付を確認した後で開示文書とともに郵送された。金融機関の振込用紙とともに郵送するか、それより早く郵送すべきであったが、決定通知書を送付しなかったことは違法である旨主張する。

しかしながら、本件に係る行政文書を特定し、異議申立人に複写料金や送料について連絡したところ、決定通知書と開示文書を同梱する旨の了承を得て行ったので、本来の手続きの順序とは異なったが、異議申立人の主張する違法行為とまでは言えない。

- (2) 異議申立人は、情報公開の対象となった行政文書は条例第8条第2号及び6号に該当しない。該当していたとしてもただし書にすべて該当する。また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。ゆえに、本件決定は違法である旨主張する。

また、行政文書で一部の氏名のみが不開示となっているが、決定通知書の理由説明で不開示とする理由を具体的に記載すべきである。他の不開示部分も同様であり、理由説明の点でも違法であると主張する。

しかしながら、上記1で説明するとおり、条例第8条第2号及び6号に該当するため、異議申立人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件不開示部分について

実施機関は本件対象文書の記載中、氏名、住所、郵便番号、電話番号、所属及び職名等の身分情報（以下「所属等」という。）、個人の印鑑の印影並びに所得・収入を条例第8条第2号に、登録印鑑の印影を同条第3号に、職務上の携帯電話番号及びメールアドレスを同条第6号に該当するとしてそれ

ぞれ不開示とした。

以下、不開示部分ごとに、実施機関の本件決定の妥当性を検討する。

(1) 氏名について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書 2 及び 3 のうち「研究代表者の氏名」、文書 3、7 及び 1 2 のうち「共同研究者の氏名」、文書 1 2 のうち「被験者登録責任者の氏名」、文書 2 3 及び 2 4 のうち「実施担当者及び研究所長の氏名」、文書 2 6 及び 2 7 のうち「申請者の氏名」、文書 2 9 のうち「申請者（指導教員、研究責任者）、学生（研究担当者、研究計画作成者）及び大学長の氏名」、文書 3 2 及び 3 3 のうち「実施責任者及び実施担当者の氏名」

イ 条例第 8 条第 2 号該当性について

これらの不開示部分のうち、文書 2 及び 3 に記載の「研究代表者の氏名」、文書 3、7 及び 1 2 に記載の「共同研究者の氏名」、文書 1 2 に記載の「被験者登録責任者の氏名」、文書 2 3、2 4、3 2 及び 3 3 に記載の「実施担当者の氏名」、文書 2 3 及び 2 4 に記載の「研究所長の氏名」、文書 2 6、2 7 及び 2 9 に記載の「申請者の氏名」、文書 2 9 に記載の「学生の氏名」並びに文書 3 2 及び 3 3 に記載の「実施責任者の氏名」は、民間企業の従業員、大学法人の職員、医療法人の職員又は学生の氏名である。これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報である。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

文書 2 9 に記載の「大学長の氏名」は、申請者及び学生の氏名とともに記載されており、当該申請者及び学生の個人の所属先に関する情報であって、当該申請者及び学生の氏名と所属先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

(2) 住所及び郵便番号について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書 1 4 及び 3 8 のうち「倫理審査外部委員（以下「外部委員」という。）の事務所の住所及び郵便番号」、文書 2 9 のうち「大学の住所及び郵便番号」

イ 条例第 8 条第 2 号該当性について

これらの不開示部分のうち、文書 14 及び 38 に記載の「外部委員の事務所の住所及び郵便番号」は、外部委員の氏名とともに記載されており、当該外部委員個人の勤務先に関する情報であって、当該外部委員の氏名と勤務先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

文書 29 のうち、「大学の住所及び郵便番号」は、申請者及び学生の氏名とともに記載されており、当該申請者及び学生の個人の所属先に関する情報であって、当該申請者及び学生の氏名と所属先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

(3) 電話番号について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書 18 のうち「研究組織の電話番号」、文書 18、32 及び 33 のうち「研究組織の内線番号」、文書 29 のうち「大学の電話番号及び F A X 番号」、文書 32 のうち「試験責任医師及び実施担当者の所属の内線番号」、文書 38 のうち「外部委員の事務所の電話番号及び F A X 番号」

イ 条例第 8 条第 2 号該当性について

これらの不開示部分のうち、文書 18 に記載の「研究組織の電話番号」は、当該組織の代表番号であり、当審査会が事務局職員をして確認したところ、当該組織のホームページで公表されていた。

よって条例第 8 条第 2 号本文には該当せず開示すべきである。

文書 18、32 及び 33 に記載の「研究組織の内線番号」並びに文書 32 に記載の「試験責任医師及び実施担当者の所属の内線番号」は、いずれも県、国立大学法人の機関に係る内線番号であり、当該組織のホームページでは公表されておらず、一般に内線番号は各関係機関又は内部で事務の遂行上必要な連絡を効率的に取りあうために利用されるものであって、これを公にすると必ずしも事務の遂行上必要のない電話等にも対応する必要が生じたり、いたずらや偽計目的に使用されることも否定できず、県又は独立行政法人等の機関が行う事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって実施機関の不開示理由の条例第 8 条第 2 号本文には該当しないが、当該不開示部分は条例第 8 条第 6 号柱書に該当し結果として不開示が妥当である。

文書 29 に記載の「大学の電話番号及び F A X 番号」は、申請者及び学生の氏名とともに記載されており、当該申請者及び学生の個人の所属先に関する情報であって、当該学生及び個人の氏名と所属先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

文書 38 に記載の「外部委員の事務所の電話番号及び F A X 番号」は、外部委員の氏名とともに記載されており、当該外部委員個人の勤務先に関する情報であって、当該外部委員の氏名と勤務先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

(4) 所属等について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書 2 及び 3 のうち「研究代表者の所属及び職名」、文書 3 のうち「共同研究者の職名及び研究代表者の所属の倫理審査委員会名」、文書 3、7 及び 12 のうち「共同研究者の所属」、文書 12、14、15、18、38 及び 39 のうち「外部委員の事務所」、文書 23 及び 24 のうち「実施担当者の所属（所在地含む）並びに研究所長の所属及び職名」、文書 24 のうち「実施担当者の職名」、文書 26 及び 27 のうち「申請者の所属及び職名」、文書 29 のうち「申請者（指導教員、研究責任者）の所属（研究室名及びゼミ名含む）及び職名並びに学生の所属（大学名・学部学科・学年）」、文書 32 及び 33 のうち「実施責任者及び実施担当者の所属及び職名」

イ 条例第 8 条第 2 号該当性について

これらの不開示部分のうち、文書 2 及び 3 に記載の「研究代表者の所属及び職名」、文書 3 に記載の「研究代表者の所属の倫理審査委員会名並びに共同研究者の職名」、文書 3、7 及び 12 に記載の「共同研究者の所属」、文書 23、24、32 及び 33 に記載の「実施担当者の所属」、

文書 2 3 及び 2 4 に記載の「研究所長の所属及び職名」、文書 2 6、2 7 及び 2 9 に記載の「申請者の所属及び職名」、文書 2 4、3 2 及び 3 3 に記載の「実施担当者の職名」並びに文書 3 2 及び 3 3 に記載の「実施責任者の所属及び職名」は、いずれも民間企業の従業員、大学法人の職員又は医療法人の職員である者の氏名とともに記載されており、個人の所属先に関する情報であって、当該個人の氏名と所属先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって、これらは条例第 8 条第 2 号本文前段に該当する。

ただし、文書 2 3 及び 2 4 に記載の「実施担当者の所属」の中に地方独立行政法人の職員の所属が認められた。

地方独立行政法人の職員は条例第 8 条第 2 号ただし書ハに規定する公務員等であり、当該不開示部分は公務員等にとっては職務遂行に係る情報であるため、同号ただし書ハに該当する。

他の者については、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、文書 2 3 及び 2 4 に記載の「実施担当者の所属」中の地方独立行政法人の職員の所属については開示すべきである。

また、その他については、不開示が妥当である。

文書 1 2、1 4、1 5、1 8、3 8 及び 3 9 に記載の「外部委員の事務所」は、外部委員の氏名とともに記載されており、当該外部委員個人の勤務先に関する情報であって、当該外部委員の氏名と勤務先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

文書 2 9 に記載の「学生の所属」は、学生の氏名とともに記載されており、当該学生の個人の所属先に関する情報であって、当該学生の氏名と所属先に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

(5) 個人の印鑑の印影について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書 2 3 及び 3 2 のうち「申請者の印影」

イ 条例第 8 条第 2 号該当性について

文書 2 3 及び 3 2 に記載の「申請者の印影」は、文書 2 3 及び 3 2 に添付されている「倫理審査申請書」に申請者の氏名とともに押印されたものである。よって当該申請者の印影は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当するものである。

もつとも、当該申請者は条例第 8 条第 2 号ただし書ハに規定する公務員等であり、倫理審査において申請するに当たっての一連の行為が職務遂行行為といえ、倫理審査申請書に記載された当該申請者の印影は、その氏名とともに職務遂行に係る情報である。

よって条例第 8 条第 2 号ただし書ハに該当し開示すべきである。

(6) 所得・収入について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書 9 及び 2 5 のうち「外部委員の謝金額及び旅費」、文書 1 5 及び 3 9 のうち「外部委員の報酬額及び旅費」、文書 3 3 のうち「外部委員の報酬額及び交通費並びに合計欄」

イ 条例第 8 条第 2 号該当性について

これらの不開示部分のうち、文書 9 及び 2 5 記載の「外部委員の謝金額」並びに文書 1 5、3 3 及び 3 9 に記載の「外部委員の報酬額」は、当該外部委員個人の収入に関する情報であって、当該外部委員の氏名と収入に関する情報が記載された各部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となり、個人の収入に関する情報は、通常他人に知られたくないものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

なお、当該外部委員のうち 1 名は条例第 8 条第 2 号ただし書ハに規定する公務員等であるが、報酬額及び謝金額はその者の職務遂行によって得るものではあっても、職務遂行に係る情報そのものではないため条例第 8 条第 2 号ただし書ハには該当しない。

よって条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、不開示が妥当である。

文書 3 3 に記載の「合計欄」は、これを公にすると外部委員の報酬額が了知されてしまうことから、「外部委員の報酬額」と同様の理由により不開示が妥当である。

文書 9、1 5、2 5 及び 3 9 に記載の「外部委員の旅費」並びに文書 3 3 に記載の「外部委員の交通費」は、金額が記載されている部分が一部あるものの、その金額が明らかになったことで、交通経路から当該外部委員の事務所が判明し特定の個人が識別されてしまうということも

考えられず、また交通費をいくら受領したかを公にすることにより、個人の権利利益が害されるおそれも認められない。

よって条例第8条第2号本文に該当せず開示すべきである。

(7) 登録印鑑の印影について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書14及び38のうち「外部委員の印影」、文書29のうち「大学長の印影」

イ 条例第8条第3号該当性について

文書14及び38に記載の「外部委員の印影」は、事業を営む個人である外部委員の事業上の印影と認められる。当該印影は事業を営む個人が文書の公証性、真正性を明らかにするために用いられるものであり、また当該事業を営む個人の事業内容から、この印影が通常広く知られるものであるとも言えない。したがって、これを公にすると、偽造されて悪用されるなどし、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって条例第8条第3号イに該当し不開示が妥当である。

文書29に記載の「大学長の印影」は、申請者及び学生の氏名とともに記載されており、当該申請者及び学生の個人の所属先に関する情報であって、当該申請者及び学生の氏名と所属先に関する情報が記載された部分が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報となる。

よって実施機関が不開示理由として述べる条例第8条第3号該当性を判断するまでもなく、条例第8条第2号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、結果として不開示が妥当である。

(8) 職務上の携帯番号について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書17及び18のうち「試験責任医師の携帯番号」、文書32のうち「試験担当医師及び実施担当者のPHS番号」

イ 条例第8条第6号該当性について

文書17及び18に記載の「試験責任医師の携帯番号」並びに文書32に記載の「試験担当医師及び実施担当者のPHS番号」は、いずれも県、国立大学法人の職員の携帯番号又はPHS番号であり、通常一般に公にされておらず、これを公にするといたずらや偽計等に使用され

たりするなど、当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって条例第8条第6号柱書に該当し不開示が妥当である。

(9) メールアドレスについて

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書17、18及び32のうち「試験責任医師のメールアドレス」、文書29のうち「指導教員のメールアドレス」、文書32のうち「試験担当医師及び実施担当者のメールアドレス」

イ 条例第8条第6号該当性について

これらの不開示部分のうち、文書17、18及び32記載の「試験責任医師のメールアドレス」並びに文書32に記載の「試験担当医師及び実施担当者のメールアドレス」は、いずれも県、国立大学法人の職員のメールアドレスであり、通常一般に公にされておらず、これを公にするといたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信されるなど、当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって条例第8条第6号柱書に該当し不開示が妥当である。

文書29のうち「指導教員のメールアドレス」は、当該指導教員が勤務する私立大学から付与された個人のメールアドレスであって、特定の個人を識別できる情報である。

よって実施機関が不開示理由として述べる条例第8条第6号には該当しないが、条例第8条第2号本文前段に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められ、結果として不開示が妥当である。

(10) 研究実施場所について

ア 当審査会が本件対象文書を見分したところ、以下の部分が不開示となっていた。

文書7、23及び24のうち「研究実施場所（所在地含む）」、文書17及び18のうち「研究実施場所」

イ 決定通知書の理由記載の不備について

実施機関は本件決定において、研究実施場所を不開示としたことについて、決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄にその旨を記載していない。

開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない場合については、条例第12条第3項の規定により、実施機関は開示しない理由を書面に記載することが義務付けられている。これは、不開示理由の有無に

ついて実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものである。

開示しない部分の記載については、原則として対象文書中の不開示情報の性質を開示請求者が了知できるよう具体的に記載しなければならないが、不開示情報によっては、不開示情報の性質を具体的に記載することが困難で抽象的な表現にならざるを得ない場合も想定される。

しかしながら当該部分については、不開示情報の性質を具体的に記載することが容易でありながら、記載されておらず、当該部分の決定は条例第12条第3項に規定する理由の提示の要件を満たしていないと言ふべきである。

よって当該部分の決定については、理由の提示に不備があることからこれを取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 対象文書の特定について

異議申立人は対象文書の特定漏れについて主張しているため、以下検討する。

当審査会が事務局職員をしてセンターにて文書の探索を行ったところ、本件対象文書が綴られていた簿冊の中に平成21年度以前の倫理審査委員会に関連する文書が確認された。

実施機関は本件請求に対し、平成23年度から平成26年度における倫理審査委員会に関連する文書を対象文書として特定しており、また異議申立人は開示請求した行政文書の年度を限定していないことから、当該文書も本件対象文書に該当しうるものと考えられる。

したがって、実施機関は請求対象となる行政文書を再度探索し特定の上、開示決定等をすべきである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

実施機関は、本件決定で不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

また、本件決定のうち上記第5の1(10)アに記載した部分を不開示とした決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

さらに、対象となる行政文書を再度探索し特定の上、開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

5 附言

開示・不開示の取扱いについて

当審査会が本件対象文書を見分したところ、同一の情報であるにもかかわらず、開示・不開示の取扱いに不統一な部分が散見され、さらに本来不開示が相当と認められる個人の氏名、勤務先、研究内容等が開示されている箇所が存在した。

開示を原則とする情報公開制度においても、公にすることによって正当な利益が侵害される場合には、当該利益を保護するために一定の情報を不開示とする旨規定していることから、今後実施機関においては、開示・不開示の判断について、より慎重な対応が求められる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年5月8日	諮問書の受理
平成27年5月29日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年7月6日	意見書の受理
平成28年11月2日	審議
平成28年11月28日	審議
平成28年12月19日	審議
平成29年1月30日	審議

別表

対象文書	開示すべき部分
文書 9	外部委員の旅費
文書 1 5	外部委員の旅費
文書 1 8	研究組織の電話番号
文書 2 3	申請者の印影、地方独立行政法人の職員の所属
文書 2 4	地方独立行政法人の職員の所属
文書 2 5	外部委員の旅費
文書 3 2	申請者の印影
文書 3 3	外部委員の交通費
文書 3 9	外部委員の旅費

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
莊司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)